

平成25年度鳥取県環境影響評価審査会（第2回）次第

日時：平成25年9月9日（月） 午前10時から11時30分まで
場所：鳥取県議会棟3階 特別会議室（鳥取市東町1-220）

1 開会

2 議題

東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の再補正された環境影響評価書の内容について

3 その他

4 閉会

【資料】

資料 1	鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る補正された環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について
2	鳥取県環境影響評価条例の手の流れ

【委員限り（事前配布済み）】

東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の再補正された環境影響評価書（本編、資料編、要約書）

（本件に関するお問い合わせ）
環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 後藤田、居藏
電話：0857-26-7876
ファクシミリ：0857-26-8194
E-mail: kankyurikken@pref.tottori.jp

平成25年度鳥取県環境影響評価審査会（第2回）出席者名簿

鳥取県環境影響評価審査会委員

氏名	所属	役職	専門分野	出欠
おかざき まこと 岡崎 誠	鳥取環境大学 環境学部	教授	大気環境、環境政策	○
ますだ たかのり 増田 貴則	鳥取大学 工学部	准教授	水循環、流域管理、GIS、非特定汚染源、廃棄物循環	○
しみず かつゆき 清水 克之	鳥取大学 農学部	講師	灌漑排水、農地水文、水資源管理	×
こだま よしのり 小玉 芳敬	鳥取大学 地域学部	教授	河川地形、堆積相解析、地形実験、砂礫の破碎摩耗、流域の土砂収支	○
かどの あつのぶ 角野 貴信	鳥取環境大学 環境学部	准教授	土壌学、植物栄養学、物質循環	○
おかだ たまみ 岡田 珠美	鳥取県生物学会	会員	動物・植物	○
ながまつ だい 永松 大	鳥取大学 地域学部	教授	植物生態、個体群動態、生物多様性の保全、希少種、自然攪乱	×
たはら まり 田原 麻里	米子工業高等専門学校 物質工学科	准教授	植物生理、植物組織培養	×
たかはし ちぐさ 高橋 ちぐさ	鳥取大学 地域学部	教授	野生高等植物、ゲノム、遺伝子、生物教育、科学教育	○
おぐら ひろか 小椋 弘佳	米子工業高等専門学校 建築学科	助教	景観、地域・都市計画	○
なかだ ゆうこ 仲田 優子	グリーンコープ生協とっとり	理事	自然との触れ合い活動	×
おおし かずなり 大西 一成	鳥取大学 医学部	助教	公衆衛生学	○
おだ てつや 小田 哲也	鳥取大学 工学部（特別委員）	准教授	内燃機関、液体燃料、微粒化、燃焼特性、有害排出物質	×

8名

(事業者)
5名

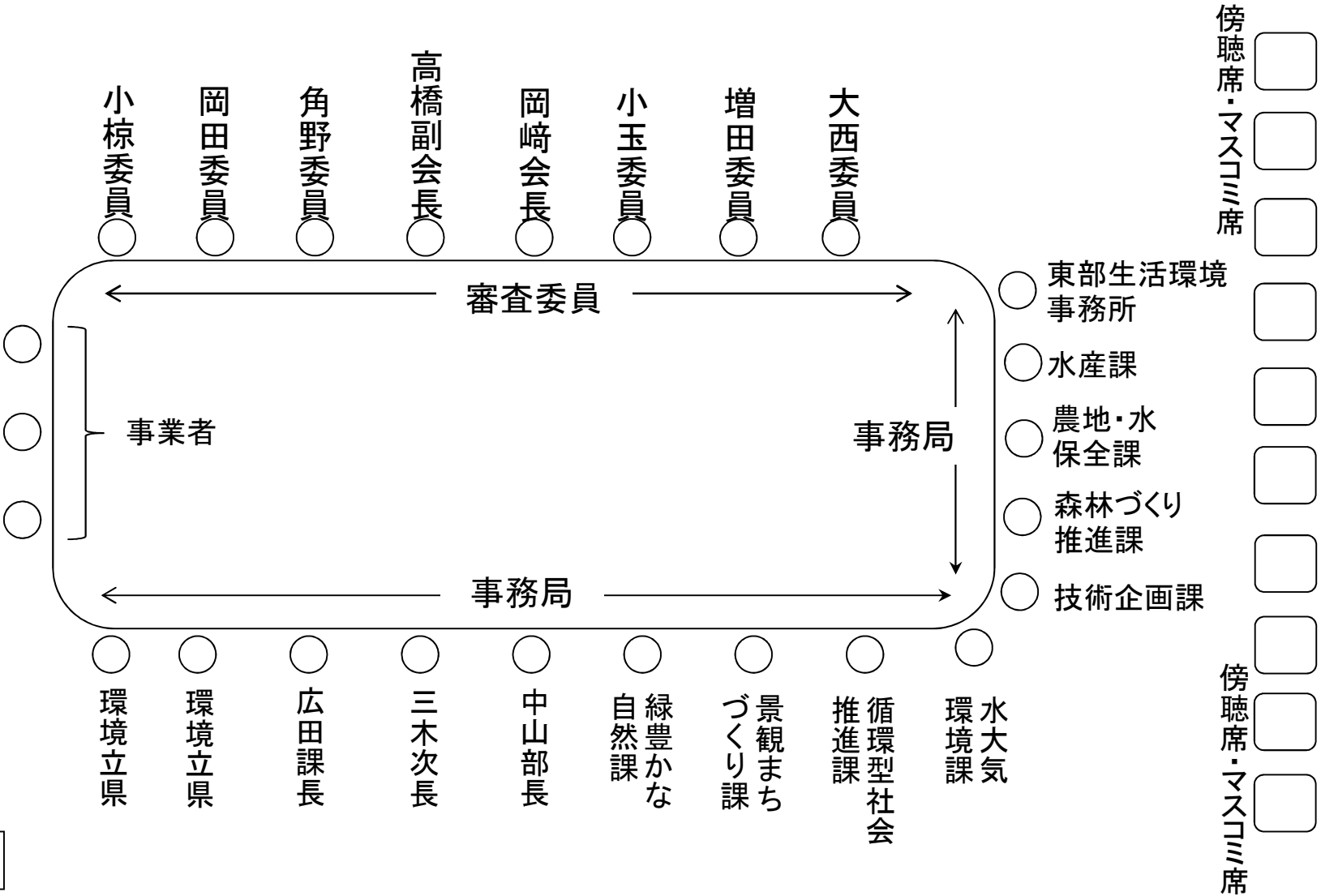
	出席者
東部広域行政管理組合	事務局長 東田義博
	事務局次長兼生活環境課長 松長俊和
	生活環境課建設推進室長 稲村明仁
	生活環境課建設推進主幹 前田武彦
八千代エンジニアリング株式会社	環境計画部 主幹 貞森一範

(事務局)
17名

担当課	出席者
生活環境部	部長 中山貴雄、次長 三木文貴
環境立県推進課	課長 広田一恭、課長補佐 後藤田拓也、衛生技師 居藏岳志
水・大気環境課	係長 奥田益算
循環型社会推進課	係長 西山泰司
緑豊かな自然課	課長 濱江謙二、係長 岸田淳
くらしの安心局景観まちづくり課	課長補佐 井上嘉之、係長 加藤俊博
県土整備局	
技術企画課	係長 山本公憲
農林水産部	
森林・林業振興局森林づくり推進課	係長 佐々木明人
水産振興局水産課	課長補佐 宮永貴幸
農地・水保全課	課長補佐 秋草邦洋
東部生活環境事務所 環境・循環推進課	係長 福田拓、衛生技師 門脇沙織

配席表

-
-
-
-
-
-



受付

出入口

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）（抜粋）

（技術指針）

- 第4条 知事は、事業者の行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、環境の特性等を考慮して、環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針(以下「技術指針」という。)を策定するものとする。
- 2 知事は、技術指針について、常に最新の科学的知見に基づき、必要な改定を行うものとする。
 - 3 知事は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
 - 4 略

（配慮書の作成）

- 第4条の3 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。
- (1)～(4) 略

（配慮書についての知事等の意見）

- 第4条の8 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 略
 - 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

（方法書の作成）

- 第5条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、前条第1項の意見を勘案して、対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。
- (1)～(8) 略

（方法書についての知事等の意見）

- 第10条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 略
 - 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

（準備書の作成）

- 第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。
- (1)～(9) 略

（準備書についての知事の意見）

- 第19条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 略
 - 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

（評価書についての知事等の意見）

- 第22条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 略
 - 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案するとともに、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(評価書の再検討及び補正)

第23条 事業者は、前条第1項の意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1)～(3) 略

2 事業者は、前項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、技術指針で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 略

(評価書の確認等)

第24条 知事は、前条第3項の規定による送付又は通知を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、再度意見を書面により述べることができる。

2 知事は、前項の規定による意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 第1項の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 前条の規定は、知事が第1項の規定により意見を述べた場合について準用する。

(事後調査報告書の作成等)

第33条 事業者は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1)～(4) 略

2 知事は、前項の規定による事後調査報告書の送付を受けた場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができる。

3 前項の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業についての意見)

第38条 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を求められたとき、又は法第10条第1項若しくは第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第12章 鳥取県環境影響評価審査会

(設置)

第40条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第41条 審査会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第43条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第44条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第45条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に関する特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第46条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第47条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(運営に関する細則)

第48条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

鳥取県環境影響評価審査会公開規程

平成12年9月12日
鳥取県環境影響評価審査会

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県環境影響評価条例第48条の規定に基づき、鳥取県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により調査審議に支障が生じると審査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、公開又は非公開の決定をするものとする。

- ① 希少な動植物に係るもの、企業秘密にかかるものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、調査審議を行う場合。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(公開の方法)

第3条 審査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴の定員は5人以上とし、会場の収容人員に応じて適宜増員するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で、できるだけ傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であることが予想される場合、前項によらず抽選により傍聴者を定めることができる。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の10分前から行うこととする。

(傍聴要領)

第5条 傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

(会議開催案内)

第6条 会議の開催を周知するための会議開催案内は、別紙2のとおりとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成12年9月12日から適用する。

傍聴要領

鳥取県環境影響評価審査会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。